

議案第 82 号

上越市市税条例の一部改正について

上越市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市市税条例の一部を改正する条例

上越市市税条例（昭和 46 年上越市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。